平成２５年（フ）第３２７号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目51番４号
債務者　林田　栄次
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和光　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目51番４号
債務者　林田　奈美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和光　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３２２号
札幌市西区発寒16条４丁目５番７号　フェリシティ発寒207号
債務者　小松田久子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２３号
静岡市清水区高橋南町10番１号
債務者　宮原　守康
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
岐阜県可児市広眺ケ丘９丁目25番地
債務者　濱畠　正明
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　美和　勇夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３７号
岐阜県可児市広眺ケ丘９丁目25番地、前住所岐阜県可児市広眺ケ丘８丁目40番地
債務者　濵畠　明彦
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　美和　勇夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１８４号
奈良県大和高田市田井新町４番１号
債務者　菊谷　栄子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　尚造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
北海道帯広市西16条南５丁目36番10号
債務者　飯塚　裕一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
静岡市駿河区手越原73番地の７
債務者　大久　晃平
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸山　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５４号
愛知県西尾市長縄町鍵島３番地　メゾン・ド・蔵の宿１Ｅ号室
債務者　黒木　真二
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
島根県邑智郡川本町大字小谷52番地
債務者　伊藤　隆男
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第５３号
新潟県阿賀野市寺社甲3848番地100
債務者　出塚　雅幸
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１１６３号
愛知県尾張旭市狩宿新町２丁目100番地ラ・ポール新町201号
債務者　岩本　武志
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６５号
岩手県奥州市水沢区字北栗林12番地１、旧住所盛岡市小鳥沢２丁目20番16号
債務者　吉川　麻美（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５８号
群馬県館林市楠町1240番地の15　東部第９住宅―21
債務者　シンメイ塗装こと　柿沼　伸明
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第６１号
群馬県館林市松沼町27番12号
債務者　山野井麻莉
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５４号
新潟県阿賀野市外城町11番15号
債務者　友常　聡子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部